〔様式5〕 処分基準(行政手続条例適用)

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令(カタカナ)	根拠条項	不利益処分の名称	処 分 基 準		
							概要又は名称	様式 6 【管理番号】	備考
5条_総1	総務部	職員厚生課	県吏員恩給条例	ケンリインオンキュウシ゛ョウレイ	34-2	事実婚に伴う扶助 料を受ける権利の 失効	扶助料受給者が事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められた場合、扶助料を受ける権利を失う。	10501	
5条_総2	総務部	職員厚生課	県吏員恩給条例施行規則	ケンリインオンキュウシ゛ョウレイセコウキソク	24の3		恩給受給権存否調査時において、恩給受給権申立書等の提出がない場合、 恩給が支給されない。	10502	
5条_総3	総務部		個人情報の保護に関する 法律施行細則	コシ゛ンシ゛ョウホウノホコ゛ニカンスルホウリツ セコウサイソク	9-3			10701	
5条_総4	総務部	県政情報・文 書課	情報公開条例施行規則	シ゛ョウホウコウカイシ゛ョウレイセコウキソク	4-3		行政文書の閲覧者又は視聴者が、下記要件に違反し、又は違反するおそれのあるときは、閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。 (1) 丁寧な取扱いの原則 (2) 汚損の禁止 (3) 破損の禁止	10702	
5条_総5	総務部	税務課	証紙代金収納計器による 自動車税等の取扱いに関 する規則	ショウシタ゛イキンシュウノウケイキニヨルシ゛ ト゛ウシャセ゛イトウノトリアツカイニカンスルキ ソク	14	収納計器取扱者の 指定の取消し	自動車税等に係る証紙代金収納計器取扱者の指定に関する審査基準及び指 定の取消しに関する処分基準3	11001	
5条_総6	総務部	管財課		サ゛イサンノコウカン、シ゛ョウヨナト゛ニカンス ルシ゛ョウレイ	9	行政財産の目的外 使用に係る過料	「詐偽その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者」とは、詐偽の外 暴行強迫等の不正行為によって使用料の徴収を免れた者をいう。	11301	